第２３号議案

　　品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

　品川区介護保険制度に関する条例（平成１２年品川区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項第３号を削る。

第１３条第１項各号列記以外の部分中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項第１号および第２号中「３万２，９４０円」を「３万２，７６０円」に改め、同項第３号中「４万２６０円」を「３万９，０００円」に改め、同項第４号中「５万１，２４０円」を「５万１，０９０円」に改め、同項第５号中「６万２，２２０円」を「６万６，３００円」に改め、同項第６号中「７万３，２００円」を「７万８，０００円」に改め、同項第７号中「７万６，８６０円」を「８万５，８００円」に改め、同号イ中「もしくは第１３号イ」を「、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イもしくは第１６号イ」に改め、同項第８号中「８万７，８４０円」を「９万７，５００円」に改め、同号イ中「もしくは第１３号イ」を「、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イもしくは第１６号イ」に改め、同項第９号中「１０万２，４８０円」を「１１万３，１００円」に改め、同号イ中「もしくは第１３号イ」を「、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イもしくは第１６号イ」に改め、同項第１０号中「１２万７８０円」を「１２万８，７００円」に改め、同号ア中「５００万円」を「４２０万円」に改め、同号イ中「もしくは第１３号イ」を「、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イもしくは第１６号イ」に改め、同項第１１号中「１４万２，７４０円」を「１４万４００円」に改め、同号ア中「８００万円」を「５２０万円」に改め、同号イ中「もしくは第１３号イ」を「、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イもしくは第１６号イ」に改め、同項第１２号中「１５万７，３８０円」を「１４万８，２００円」に改め、同号ア中「１，２００万円」を「６２０万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第１４号イ、第１５号イもしくは第１６号イ」を加え、同項第１３号中「１７万２，０２０円」を「１５万６，０００円」に改め、同号ア中「２，０００万円」を「７２０万円」に改め、同号イ中「に該当する」を「または次号イ、第１５号イもしくは第１６号イに該当する」に改め、同項第１４号中「２０万４，９６０円」を「２５万７，４００円」に改め、同号を同項第１７号とし、同項第１３号の次に次の３号を加える。

⒁　次のいずれかに該当する者　１６万３，８００円

ア　合計所得金額が９００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）または次号イもしくは第１６号イに該当する者を除く。）

⒂　次のいずれかに該当する者　１８万７，２００円

　ア　合計所得金額が１，２００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

　イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）

⒃　次のいずれかに該当する者　２１万６００円

　ア　合計所得金額が２，５００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

　イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第１３条第２項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「１万８，３００円」を「１万９，５００円」に改め、同条第３項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「１万８，３００円」を「１万９，５００円」に、「２万１，９６０円」を「２万３，４００円」に改め、同条第４項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「１万８，３００円」を「１万９，５００円」に、「４万７，５８０円」を「５万７００円」に改める。

第１５条第３項中「もしくは第１３号イ」を「、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イもしくは第１６号イ」に、「第１３号まで」を「第１６号まで」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の第１３条および第１５条第３項の規定は、令和６年度以降の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

　（説明）令和６年度から令和８年度までにおける保険料率を定めるほか、規定を整備する必要がある。